

創業支援補助金 よくあるご質問

令和5年6月16日現在

令和5年6月16日現在

Q1	どのような人が対象になりますか。									
A1	各枠で以下の要件を定めていますが、これ以外にも各枠共通の要件がありますので、詳しくはご相談ください。 一般枠 ・秋田市内で法人を設立して創業しようとする方 ・個人事業主の法人成りは、事業拡大を伴う場合で、応募日が創業日（個人事業開始日）から起算して5年未満の場合に対象となります Aターン枠 ・県外から秋田市に住民登録して創業しようとする方 ・秋田市に転居しようとする方または応募日が秋田市に住民登録してから36か月以内の方 若者枠 ・35歳未満で創業しようとする方 学生枠 ・大学、短大、高専、専門学校、高校等に在学したまま創業しようとする方									
Q2	起業をしようと考えていますが、準備段階でも参加できるセミナーなどがありますか。									
A2	本市で実施している「ビジネススタートアップ支援事業」や秋田商工会議所で実施している「あきた起業塾」などがあります。時期により実施しているセミナー等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。									
Q3	創業計画書の書き方が分かりませんが、相談することは可能ですか。									
A3	本市が運営する創業支援拠点施設「チャレンジオフィスあきた」に、創業段階の相談業務を行うインキュベーションマネージャーが常駐しており、随時予約を受け付けております。 なお、不在にしている場合もございますので、事前にご予約の上お越しいただきますようお願いいたします。 【チャレンジオフィスあきた】 〒010-0001 秋田市中通二丁目2番32号 山二ビル7階 TEL 018-827-5868									
Q4	大学在学中に創業したいが、学生枠か若者枠のどちらにも応募できますか。									
A4	各枠を併用しての応募はできません。 学生枠と若者枠で補助率・限度額が変わりますので、対象事業費に応じて選択してください。									
Q5	友人から全額出資してもらい法人を設立し創業しようと考えています。応募可能ですか。									
A5	応募される方が株式会社などの資本金として出資する割合が50%超で、友人の割合が50%未満であれば対象となりますが、全額友人から出資してもらう場合は対象外です。 例 <table><tr><td></td><td>応募者の出資割合</td><td>友人の出資割合</td></tr><tr><td>応募可能なケース</td><td>51%</td><td>49%</td></tr><tr><td>応募不可なケース</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>		応募者の出資割合	友人の出資割合	応募可能なケース	51%	49%	応募不可なケース	50%	50%
	応募者の出資割合	友人の出資割合								
応募可能なケース	51%	49%								
応募不可なケース	50%	50%								

Q6	複数人が出資者となる合同会社を設立する場合は、応募することは可能ですか。
A6	可能ですが、定款に議決権割合の項目を設け、その中で応募される方の議決権割合が50%超であることが必要となります。

Q7	法人を設立する前に応募することは可能ですか。
A7	応募前に既に法人を設立している場合は対象外となります。 なお、応募後であれば法人を設立できますが交付決定前に着手した経費(この場合は申請手数料等)は補助対象外となります。交付決定前に着手する場合は、「補助金交付決定前着手届」の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

Q8	補助金の対象外となる業種はありますか。
A8	農林漁業や医療業(病院等)、金融保険業、風俗営業は対象外となります。 詳しくは各申請要領の別記をご参照ください。

Q9	応募前に購入したものがありますが、補助金の対象となりますか。
A9	補助の対象となる経費は、交付決定後に発注、契約、納品、支払したものに限られますので、応募前に発生した費用は補助対象となりません。交付決定前に着手する場合は、「補助金交付決定前着手届」の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

Q10	車両の購入を検討していますが、車種等の指定はありますか。
A10	車種の指定はありませんが、営業車として用いられる車両のみを補助対象としております。 営業用車両として、通常必要とは考えられないもの(高価なカーステレオやカーナビゲーション、アルミホイールなどの装備品ならびにサンルーフなどのオプション仕様等)は対象外となります。

Q11	パソコンの購入を検討していますが、中古品の購入も対象になりますか。
A11	古物商の許可を得ている業者からの購入であれば対象となります。ただし、次の要件のいずれも満たす必要があります。 ・型式や年式が同じ新品のものより、金額が低いこと。 ・個人からの購入やオークションまたはフリマサイトでの購入ではないこと。

Q12	補助金の交付申請時に見積書を提出した物品等と違うものを購入することは可能ですか。
A12	原則、補助金交付申請時に提出いただいた見積書のものを購入してください。 なお、購入予定の物品等が在庫切れ等により購入が不可能となった場合は、別途変更申請により代替品の購入が可能となる場合がありますので、購入前にご相談ください。

Q13	物品等をクレジットカードで購入することは可能ですか。
A13	可能です。購入後に、物品等購入先から発行される領収書を提出してください。領収書の発行が困難な場合は、支払い先や支払い金額の分かる書類を提出していただく必要がありますのであらかじめご相談ください。

Q14	補助対象経費のうち、申請手数料等とありますが、宅地建物取引士の登録や全日本不動産協会への入会に必要な費用なども対象になりますか。
A14	法人登記に係る経費以外は対象外となります。

Q15	融資での資金調達も検討していますが、補助金を受けることで優遇措置はありますか。		
A15	創業支援補助金を利用された方が、本市の制度融資である「創業資金」にて借り入れる場合、利子補給の対象となります。 なお、融資のお申し込みについては制度取扱金融機関へご相談ください。		
	【創業資金概要】		
	借入限度額	利率	返済期間
	2,000万円	1.55% 補助金利用者は借入から当初3年間1%の利子補給 (当初3年間の利率が実質 0.55%)	最長10年 据置期間最長1年

Q16	中心市街地内や市内商店街の空き店舗等への出店を検討していますが、中心市街地等空き店舗対策事業の補助金とどちらも応募することは可能ですか。
A16	補助対象経費が異なる場合は、中心市街地等空き店舗対策事業と併用することができます。 例 創業支援補助金で「機械器具費」と「広告宣伝費」を利用した場合 →中心市街地等空き店舗対策事業では、「改装費」と「賃借料」が対象(広告宣伝費が対象外)

Q17	会社員として働きながら新たな事業を始めようと思っていますが、応募することは可能ですか。
A17	兼業であっても応募は可能です。(勤務先で会社役員である場合を除く) ただし、勤務先の会社から兼業可能かどうかを確認することが望ましいです。 ※勤務先の会社から兼業を認める旨の根拠資料をご提出いただく場合があります。 ※勤務先の会社を退社予定であれば、離職証明書等の資料をご提出いただく場合があります。

Q18	起業後、経営が上手くいくか不安です。補助金利用後のフォローアップ制度はありますか。
A18	本制度を活用された方は、経営の専門家である中小企業診断士等に対して経営相談を行うことができる制度(起業家成長支援事業)があります。

Q19	創業後は「インボイス制度」に登録する必要があるのでしょうか。
A19	インボイス制度とは、消費税の納付額を計算する際に適用される新たな方式です。 登録は任意となりますが、登録しない場合、取引先に対しインボイス(適格請求書)を発行できず、取引先の税負担が増える可能性があります。 インボイス制度の仕組みや手続きについては、国税庁のホームページ「消費税のあらまし」等をご覧ください。税理士等の専門家にご相談ください。

Q20	「インボイス制度」にかかる簡易課税制度とは何ですか。																					
A20	簡易課税制度では、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要なため、事務負担の軽減を図ることができます。 課税仕入れ等に係る消費税額は、課税売上げに係る消費税額に、以下のみなし仕入率を乗じて算出します。 ※年間の売上高が5,000万円以下であること、「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出し、簡易課税制度の適用を受けることが必要です。詳しくは、国税庁のホームページ「消費税のあらまし」等をご覧ください。税理士等の専門家にご相談ください。 【みなし仕入率】 <table><tr><th>事業区分</th><th>該当する事業</th><th>みなし仕入率</th></tr><tr><td>第一種事業</td><td>卸売業</td><td>90%</td></tr><tr><td>第二種事業</td><td>小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）</td><td>80%</td></tr><tr><td>第三種事業</td><td>農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業</td><td>70%</td></tr><tr><td>第四種事業</td><td>第一、二、三、五、六種事業以外の事業（飲食店業等）</td><td>60%</td></tr><tr><td>第五種事業</td><td>運輸通信業、金融業および保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）</td><td>50%</td></tr><tr><td>第六種事業</td><td>不動産業</td><td>40%</td></tr></table> ※国税庁HP「消費税のあらまし」を参照し作成	事業区分	該当する事業	みなし仕入率	第一種事業	卸売業	90%	第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%	第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業	70%	第四種事業	第一、二、三、五、六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%	第五種事業	運輸通信業、金融業および保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%	第六種事業	不動産業	40%
事業区分	該当する事業	みなし仕入率																				
第一種事業	卸売業	90%																				
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%																				
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業	70%																				
第四種事業	第一、二、三、五、六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%																				
第五種事業	運輸通信業、金融業および保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%																				
第六種事業	不動産業	40%																				